

インフルエンザ発生時の対応について

【インフルエンザ感染症出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条2項）】

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

☆ 下の表を参考にして下さい。

	発症後、最低5日間は登校不可						発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
発症後1日目に解熱		 解熱	 解熱1日目	 解熱2日目	 解熱3日目	 解熱4日目	登校可		
発症後2日目に解熱		 解熱	 解熱1日目	 解熱2日目	 解熱3日目	 解熱4日目	登校可		
発症後3日目に解熱		 解熱	 解熱1日目	 解熱2日目	 解熱3日目	 解熱4日目	登校可		
発症後4日目に解熱		 解熱	 解熱1日目	 解熱2日目	 解熱3日目	 解熱4日目	登校可		
発症後5日目に解熱		 解熱	 解熱1日目	 解熱2日目	 解熱3日目	 解熱4日目	 解熱5日目	 解熱6日目	登校可

【発症日とは】

・症状（頭痛・高熱((39~40℃))・悪寒・咳やのどの痛み等の風邪症状)が始まった日です。

※ インフルエンザ疑いがある場合、発熱後すぐに病院受診しても検査が出来なかったり、正しい判定が出来ない場合があります。ただし、生徒本人が辛いようなら、早めの病院受診をお勧めします。

【欠席するとき、又は診断されたら、】

・インフルエンザと診断されたら、早めに学校（担任）へ連絡してください。
学校HPより欠席届、又はスクリレから連絡してください。

※ 抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止です。

【出席停止明け、登校する際は】

・出席停止期間明け、登校する際は、出席停止報告書を保健室に提出してください。

※ 提出する書類・・・①回復届 ②生徒本人の氏名が記載された処方薬説明書等の写し

※ 診断書や治癒証明書等は提出不要です。